

共通仕様書（総合評価一般競争入札）

1. 目 的

この共通仕様書（総合評価一般競争入札）（以下「共通仕様書」という。）は、大阪市（以下「本市」という。）と受注者が、業務に関して、標準的な事項を定めることにより、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

2. 適用範囲

- （１）この共通仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- （２）契約書、業務仕様書に定められた事項以外は、この共通仕様書及び「総合評価一般競争入札に関する企画提案項目にかかる特記仕様書」の定めるところによる。
- （３）契約書、業務仕様書、共通仕様書及び総合評価一般競争入札に関する企画提案項目にかかる特記仕様書（以下「契約図書」という。）は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書相互間に相違がある場合の優先順位は、
 - ① 契約書
 - ② 業務仕様書
 - ③ 共通仕様書
 - ④ 総合評価一般競争入札に関する企画提案項目にかかる特記仕様書の順とする。
- （４）受注者は、契約図書に明示のない場合、又は疑義を生じた場合は、本市の担当者と協議するものとする。

3. 企画提案項目等の履行確認

受注者は提出した企画提案書等に記載した内容（以下「企画提案項目」という。）を誠実に履行しなければならない。本市は企画提案項目の全部又は一部について、受注者が履行する意思がないと判断したとき、又は、虚偽の申告等があったと判明したときは、業務委託契約書に基づき、受注者に対して書面をもって通告することにより、この契約を解除することができる。

○ 総合評価一般競争入札に関する企画提案項目にかかる特記仕様書

講習指導者の資格及び配置状況について

受注者は、適正な履行を確保するために企画提案した「業務実施計画書」に基づき、本市に対して書面により作業結果等を報告しなければならない。

また、「各種講習指導者資格決定表」（様式３）、「経験者一覧表（統括業務責任者）」（様式４）「経験者一覧表（業務経験）」（様式５）、「経験者一覧表（指導経験）」（様式６）で企画提案した内容に基づき、決定した資格を有する指導者を当該業務に就業させなければならない。なお、「各種講習指導者資格決定表」（様式３）、「経験者一覧表（統括業務責任者）」（様式４）「経験者一覧表（業務経験）」（様式５）、「経験者一覧表（指導経験）」（様式６）は講習指導者の有資格状況を特定するものであり、個人を特定するものではない。